

一般財団法人 都大阪休眠預金等活用団体 評議員の報酬等に関する規程

(総則)

第1条 一般財団法人 都大阪休眠預金等活用団体（以下「本財団」という。）の評議員に対する報酬等については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 報酬等とは、評議員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の種類)

第4条 評議員には、報酬及び退職慰労金を支給することができる。

3 前項の退職慰労金の額及び運用に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5条 評議員の報酬は、別表1「評議員報酬基準表」により支給する。

(旅費)

第6条 評議員は評議員会への出席のための旅費を支給することができる。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第7条 評議員の報酬は、法令又は本人の希望に基づきその役員の報酬から控除すべきものの金額を控除してその残額を現金で本人に支給する。ただし、本人の希望によりその者に支給すべき金額の全部又は一部をその者の預金への振込みによって支払うことができる。

別表1 評議員報酬基準表

- ・評議員会への出席の都度。
50,000円